

西周時代の部族国家について

下田 誠

はじめに—問題の所在—

中国の戦国時代以前の社会をどのように捉えるか、さまざまな考え方が示されている。とはいっても、さしあたり前国家段階と捉えるか、早期国家や初期国家、都市国家等の段階と捉えるかの違いとして整理できる。戦国中期までの長い国家形成期といえば、全体をカバーできるが、本稿では問題の所在を明確にするため、春秋時代以前の社会がいかなる意味で国家と捉えられるのか、再論する研究ノートである。筆者は別に夏殷周（西周）の三代を部族国家（部族的国家）とする考えを発表している⁽¹⁾。しかし、前著では、西周時代の部族国家をどのように捉えているのか筆者の考えを十分に示すことはできていない。本稿はその点について先行研究を手がかりに補足する。筆者は前著において、戦国中期以後の戦国国家（王国）と三代の国家（部族国家）を区別し、「内的国家」、「外的国家」といった側面から論じているが、三代の外的国家形成とは、自集団と外部集団との戦争や交渉、交易、貢納、祭祀・儀礼等の面に光をあてたものである。戦国中期以後にも外的国家形成は大きな着眼点であるが、龍山時代までの氏族・部族制社会から三代の部族国家への転生において、外的国家形成は重要な役割を演じている。内的国家形成は共同体内部に注目するもので、三代はなお共同体内部の分裂は進んでおらず、共同体間に公権力を見出しうる点に、筆者は特色をみている。戦国中期以降は、一般に編戸賛民や庶民層の形成過程が知られるが、共同体内部の対立を調整する内的国家の成立をみている。国家の段階規定としては、夏殷西周時代は「部族国家」段階であり、戦国中期以降の七雄等は「王国」段階であると捉えている。

筆者は学会でよく使われている「早期国家」・「初期国家」や「都市国家」、「邑制国家」または戦国以降の「領域国家」という概念について、あまり使用していない。それはおよそ以下の理由からである。まず「領域国家」については、筆者は領域性を国家の要件とすることに疑問があると考えている。そのため、「部族国家」や「王国」といった形で、新たに捉え直している。点から面への展開を評価し、戦国時代の国家を「領域国家」と認識することは有力な見方であり、多くの研究者に支持されている。史料用語を使用して述べれば、点在する「邑」のネットワークから、面的な「県」「郡」への展開である。筆者もそのこと自体を否定するわけではない。ただし、「領域」を過大評価することは、国家とは何かという国家の特質を見誤ることになるのではないかと危惧している。次に殷周を「邑制国家」と捉える研究も適切なものと理解している。しかし一方、戦国中期にならないと国家が成立しないとする研究も有力である。「邑制国家」とて「国家」であることにかわりはない。殷西周時代が前国家段階であるのなら、用語としては「邑制社会」のはずである。「邑制国家」という学術用語は、殷西周時代が国家段階であるということを論ずる概念として必ずしも有効に機能していないと筆者は考えている。すでに筆者は、こうした学会情況について、日中双方の議論を前著に整理し、筆者の疑問点をまとめている⁽²⁾。現状は、日中双方において、邑制国家論・都市国家論と戦国中期以降国家成立論とは、相互に交渉しない形で、お互いすみ分けていると筆者は受けとめている。なぜ、「部族国家」や「王国」、内的国家形成・外的国家形成等の概念で新たに研究を進めているのかといえば、ここにまとめたような背景（すみ分け）に挑戦する、つまり両者の議論を接合するねらいがあるからである。

殷西周春秋時代を前国家段階と考える研究者のなかでも、氏族制社会とするか、首長制社会とするか、違いはある。また別に殷周革命といって殷と西周との間に違いをみる考え方もあるが、龍山文化の時代と夏殷周の三代との間に断層を設ける見方もある。本稿はこうした先行研究を丁寧に整理し、批判的に検討するものではなく（その概要と見取り図は前著をご覧いただきたい）、なぜ西周時代を「部族国家」と捉えるのか、その点を先行研究を手がかりに、筆者の考え方の一端を示すものである。識者の指正を期待したい。

以下、本稿では煩瑣となるので、学会において定着している邑制国家や都市国家、領域国家という概念、そして筆者がたびたび使用する部族国家や王国等という概念については、特に区別を要する時を除いて、かぎかっこはつけずに論ずることにする。

西周時代の部族国家について

西周時代の国家について論ずるに際し、大きく2つの点がポイントになるとを考えている。その1つは、西周時代には周1つしか国家はなかったのか、という点である。昨今、早期国家・初期国家論も盛んであり、西周が国家であることは、ひとまず良しとした時、それでは周以外に国家は存在したのか、かりに存在したとすれば、その具体例は何かという点である。

西周時代が前国家段階であったとすれば、西周時代に周や燕、魯、晋、鄭、宋、楚等の国が国家ではないことは自明で、さほど重要なことではないかもしない。しかし、もし西周時代に周が国家であるとするなら（それが早期国家や初期国家、あるいは都市国家・邑制国家いずれでもかまわない）、西周時代には周1つしか国家はなかったのか、それとも上記の国々も国家であったのか。魯以下の国について、姫姓諸侯は周の臣下であり、それ以外が国家であったと考えるのか、それとも西周後期になると、上記の国々も自立してきて周の臣下から脱し、国家になると考えるのだろうか。残念ながら、筆者には西周時代を研究する目中の学者の議論を読みながらも、その点をなかなかつかみ切れていない。

もう少し小さな国について紹介すれば、侯外廬は金文にみえる国として、炎（郷）・會（郿）・井（邢）・噩（鄂）・邛（江）・蜡（鄀）・酈（莒）・聶（鄧）・鄒（許）・竈（邾）・邿（寺）等をあげているが⁽³⁾、これらの小国はいかがであろう。ここにあげた左側の漢字は金文の字形で、右側は春秋時代の国名、または文献での呼称である。侯は「これらの国家は、みな『邑』の分業形態を基礎に成立してきたものである」と述べ、侯はこれらを国家＝城市国家（都市国家）と考えている⁽⁴⁾。かりにこの考えに従うのであれば、周とこれらの諸侯・小国との関係が問われる必要がある。つまり周という国家と郷や郿、邢等の国家との関係である。

侯外廬は別のところで、「当時姫姓である周族を取り囲んでいた一八〇〇の『国』は、大量の新たな労働力の来源であった。周の建国時に存在していたこれらの部族は、春秋時代になると余すところ二〇〇『国』足らずとなつた」⁽⁵⁾とも述べている。殷周交替期に多くの「国」が存在していたことを指摘している。数字は概数であるから、ここで1800や200という数字の当否について述べるつもりはない。しかし侯の議論によれば、先にふれた比較的著名な燕、魯、晋、鄭、宋、楚といった国、炎（郷）・會（郿）・井（邢）・酈（莒）・聶（鄧）・鄒（許）等の小国も、すべて城市国家となる。こうした考え方には、侯を継承しているとみられる杜正勝では、「中国の土地には商周の際に至りすでに多くの国家と多くの部族が長期の間生存し、私たちの研究によれば、周人の封建とは、おもに現実の多くの城邦を承認したものである。少数の聖王の後をもり立て（古書はこれを褒封という）、征服を経て新たに建立したいくつかの新植民邦国と、多くの邦国はここに勢力等差の天下秩序を構成するもので、これを『封建城邦』という」（傍線、下田）と述べるように、杜もまた殷周交替期に多数の国家が存在していることを指摘している⁽⁶⁾。侯外廬の城市国家論が西嶋定生や増淵龍夫らに評価されたという点は、本稿では取り上げないが、この殷周交替期を城市国家とする考えはその後の鶴間和幸の三つの地域論における「第一の地域—都市」において都市国家と呼んでいることから、継承されているよううかがえる⁽⁷⁾。また文化地域論を展開する平勢隆郎の研究もおそらく継承関係にあるだろう⁽⁸⁾。

議論を明確にするために、筆者はここで多少思考実験の要素も加え、魯や燕のような周初に封建された国をも国家（筆者の用語では部族国家）として捉え、論を進めることにする。これらの国は姫姓一族等として封建されていたのであるから、周の一部、周の臣下であるのは当たり前かもしれない。つまり、西周を国家と考える研究者においては、同姓・異姓諸侯は周の臣下・部下であるのだから、魯や燕は「国家ではない」

となるのが自然ではないか。しかし、周という国家、そして燕、魯、晋、鄭、衛、宋、楚という比較的有力な国家、炎（鄭）・会（鄆）・井（邢）のような小規模な国家をいずれも部族国家として評価していくことの有効性を示すには、封建の段階から、諸侯国を部族国家として捉えていったほうが、筆者の主張は明確になる。そして、周1つが国家と考える議論よりは、現実に迫るものであろう。もし部族国家という概念がなじめないのであれば、先行研究で使用してきた邑制国家や都市国家、あるいは初期国家等の概念で読み替えていただいてもかまわない。そのうえで、先の国々が部族国家でありながら、西周の構成員や与国としての立場から離れていくのはいつ頃かという議論を進める必要があれば、それは別に論じなければならない。例えば、近年、水野卓は『史学雑誌』に「春秋時代の『人』」と題する論考を発表しているが、そのおわりに「筆者は春秋時代の統治権を検討した際に、僖公期から文公期にかけて、君主が周王朝の諸侯から一国の君主へと独立するようになる変化を指摘した。『国人』による『國の共同体的側面』が僖公期ごろから見られるようになるとすれば、君主が一国の統治者すなわち周王朝から独立した『共同体の長』となったことを示すものといえよう」⁽⁹⁾と述べている。これは見方によれば、春秋時代の僖公期から文公期に齊や晋、楚、鄭、宋、魯等の諸国が独立の国家になったという説明として読むこともできる。この見解自体は、史料に即して堅実に組み立てられた議論で貴重なものである。ただし、筆者の理解では、これらの諸国も、西周時代より部族国家である。春秋時代の初中期にはじめて独立国家になったのではない。すでにそれぞれが部族国家であり、あえて述べれば、魯の僖公期・文公期には周の構成員・与国から離れていたと解釈される。それについても、西周末期・東遷期、春秋初期にも、変動があり、周の「部族国家連合」（「部族国家連合」については、後述する）からの離脱は、周初の封建の段階から諸国は部族国家であるという観点から西周史を見直す必要がある。これは筆者の主張である。そのほか、西周・春秋時代については、封建されたあと、三代目ともなると、周王朝とのつながりが希薄になり、自立化していくという議論も自然な認識である。これらは個々の事例や歴史的展開に応じた細かな研究を要すると推測される。本稿ではそうした個別の議論に入り込むのではなく、周初姫姓等の諸国まで含め、周と同じく部族国家として取り上げ、部族国家の公権力の特質等について論ずることの有効性について述べている。

部族国家連合について

筆者も長年、難しさを感じてきた課題であるが、本稿では問題の所在を明示することを中心としている。まず西周を論ずる中国の研究者の多くは、およそ周「国」と燕「国」、魯「国」等を区別して論じていない⁽¹⁰⁾。筆者はこの点を重視している。かりに燕を論ずるとすると、西周史または考古学・古文字学の研究者は、燕「国」と表現することの違和感を通り過ぎて、燕史の各種の基本問題に向かってしまう。北京周辺で考古発掘がみられるが、例えば、燕のような（周の中心地があった現在の陝西省からみれば）遠い地に本当に封建できたのか、そうした点が焦点となる。しかし国家論としては、「西周時期の燕国の歴史」を論ずることのほうが説明を要する⁽¹¹⁾。召公が確かに北燕の地に着任したのか、あるいはその子が就任したのか、それはそれ自体として問われるテーマであるが、燕「国」というのであれば、その「国」は周「国」と同じような社会組織、統治機構、生産体制等をもっていたのか、その点のほうが重要である。もし召公以降、燕は西周の臣下、属領と理解すべきであるのならば、「燕国」ではなく「燕」、または「燕族」「燕社会」「燕集団」等といわなければならないだろう。

この時代には、基本的に「分節」の価値観が支配的であり、「貫く」という認識は乏しかった⁽¹²⁾。よく知られるように、戦国時代になると、強固な族的秩序を解体するために、県城から人を外に出す行為がみられるようになるが⁽¹³⁾、ここに「貫く」「貫徹する」内的国家形成がみられるのである。それ以前の時代には、基本的に分節の価値観が支配的で、それは結果的には際限のない分裂を招くものであった。この分節の時代

には、その分節をたばねる方式に公益があり、祭祀・儀礼等の形で繰り返し確認された。同時代的には「分節」にも公益があったから分節していくのであるが、分節を続けていけば極小化を免れない。この分節を調整する、総合する方式が必要なのである。

この統合の方式は、高木智見の議論をふまえつつ、水野卓が述べる「春秋時代の盟には祖先も参加しているとすれば、自らの『君身』を始祖そのものと捉えていた諸侯が、お互いを周が主宰する『宗盟』に属する一員と認識していた可能性は高い」という説明が説得力をもつ⁽¹⁴⁾。「『宗盟』に属する一員」とは、「擬制的親族にもとづく同盟者という意識」を指す。そして、これは周と同姓・異姓諸侯とのつながりにとどまらず、魯や晋、鄭のような各諸侯の自国内においても、通用するものである。筆者の見方によれば、周も各諸侯国も同質である。水野は、春秋時代の事象として論ずるものであるが、西周時代の諸侯国との関係においても、参考になる議論であろう。宗盟による擬制的親族関係による結合は、政治学の国家形成論において、<共同体一間一第三権力>として示される第三権力の実相といえる⁽¹⁵⁾。また、水野の「周王朝一家とも言うべき『同属』意識を持っていた」⁽¹⁶⁾ということは、<共同体（部族）一即一国家>としての部族国家のあり方の同時代的表現である⁽¹⁷⁾。ただし、このように西周と封建諸侯、小国も同質の宗盟観や意識をもっていたとはいえ、しかし秩序構成の主催者（王行為の敷衍化・固定化、差等に応じた天下秩序の構成等）、西周には一部族国家の特色をふみ出す面も認められる。かりに西周側の認識において「周王朝一家」として魯や鄭、衛、邢等の姫姓諸侯国が「自国」内に入っていたとしても、現実にはこれらの諸侯国もまた部族国家なのである。周は春秋時代の霸者のようなもので、いわば「周霸」として他の諸侯国・小国に秩序を及ぼしていた。こうした王意思の規範化や秩序構成の力量は他の部族国家から一步前進した準王国的存在ともいえるが、本稿ではひとまず各諸侯国との同質性に注目し、西周を「部族国家連合の盟主」と捉えておく。

おわりに

本稿は西周時代の周を部族国家として筆者が考える理由について、前著を補い、いくつかの視点についてふれてきた。しかし依然として、三代の国家権力と公共性について、西周時代の具体的な史資料に即した説明が不足している。今後、筆者もまた金文を使用して、より精緻な議論を展開したい。その際は、最新の出土資料等を使用せずとも、まずは既存の著名な金文を筆者がどのように読み、それを筆者の国家論とのかかわりでどのように位置づけられるのかが課題であろう⁽¹⁸⁾。こうした議論を進める上で、筆者は西周末から春秋時代初期の動きも、参考になるものと考えている。前述の通り、水野卓の研究をふまえると、魯僖公期・文公期頃に諸国は周より自立的な動きを示すように読める。しかし、実際のところ、西周末から春秋時代初期の諸国には、独立国のような動きがみられ、かりに周を国家（都市国家や邑制国家）とするのであれば、それらの国も同様の国家であると判断される。

一例に過ぎないが、代表的な概説書である『世界歴史大系 中国史1』に収録の平勢隆郎「春秋」では、周の東遷にかかわり「幽王がその太子を廢して褒姒が生んだ子を新しい太子にしようとしたため、申国の君（申侯）が繙国軍および外族（異民族）をみちびいて幽王を攻め殺した。その後は申・魯・許三国が申後の子の平王を東方の申で擁立し、虢国が西周で王子余を立てて携王とし、周は分裂した」とある（傍点、下田）。春秋時代を叙述する時に、多くの研究者は、およそこのようなスタイルで、「国」の語を使用する。平勢は、殷周について都市国家をもって大小の国を捉えているとみられるから、この叙述自体に異論はない。ただ一つ加えることは、この時期は、魯僖公期・文公期を遡る時期にあたり、ここに言及される申や魯・許、虢もまた筆者の認識によれば部族国家である、ということである。同様に同時期には鄭や晋が平王擁立に功もあり力をもつが、筆者の表現では、こうした国々もまた部族国家である。こうした点を史料に即して論じていくが次の課題となるだろう。

注

- (1) 拙著『中国文明を読む—国家形成をめぐる協奏』風響社、2022年。以下、前著と略称。
- (2) 前掲拙著ならびに拙稿「戦国期を中心とする中国古代国家形成論」『歴史評論』699、2008年参照。
- (3) 侯外廬著／太田幸男・岡田功・飯尾秀幸訳『中国古代社会史論』(名著刊行会、1997年、121頁) 参照。
- (4) 侯外廬訳書121頁。なお、侯の捉える独自の都市国家。日本では貝塚茂樹や宮崎市定が都市国家論者として知られていることもあり、まぎらわしいため、以下、侯の定義する独自の都市国家は「城市国家」と原語で示す。
- (5) 侯外廬訳書62頁。
- (6) 杜正勝「夏商時代の国家形態」『古代社会与国家』允晨文化実業、1992年、240頁。
- (7) 鶴間和幸「中華の形成と東方世界」『岩波講座世界歴史3 中華の形成と東方世界』岩波書店、1998年、44~45頁 (のち鶴間「秦帝国史研究と地域」同『秦帝国の形成と地域』汲古書院、2013年、526頁に改稿の上収録)。
- (8) 平勢隆郎『中国の歴史2 都市国家から中華へ』(原載2005年) 講談社、2020年。
- (9) 水野卓「春秋時代の『人』」『史学雑誌』第131編第12号、2023年、27頁。
- (10) 許倬雲『西周史 増訂本』(生活・讀書・新知三聯書店、1994年、150~151頁) には周初の「各国」が列挙されている。
- (11) 陳槃『商周姓氏制度研究』商務印書館、2007年、391頁。
- (12) 「分節」については、松井嘉徳「分節する氏族」(原載1986年。同『周代国制の研究』汲古書院、2002年) のほか、南アジア史研究の先行研究にある「分節国家論」等を参照している。
- (13) 増淵龍夫「先秦時代の封建と郡県」(原載1958年) 同『新版 中国古代の社会と国家』岩波書店、1996年。江村治樹「戦国三晋諸国の都市の機構と住民の性格」(原載1986年)『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』汲古書院、2000年、355~356頁。
- (14) 水野卓「春秋時代における諸侯の身体」(原載2014年) 同『春秋時代の統治権研究』汲古書院、2020年、190頁。
- (15) 滝村隆一「<世界史>における<アジア的>国家形成」(原載1976年) 同『国家論大綱』第二巻、勁草書房、2014年、616頁。
- (16) 水野前掲「春秋時代における諸侯の身体」同『春秋時代の統治権研究』190頁。
- (17) 滝村隆一「<部族国家>とは何か」(原載1975年) 同『国家の本質と起源』勁草書房、1981年。
- (18) 渡辺信一郎「百姓の成立—中国における国家の形成によせて」(原載2005年、同『中国古代国家論』汲古書院、2023年) は西周期の百姓を論じている。渡辺の取り上げている史料は『両周金文辞大系』等に収録される基本史料である。それらを使用して、当時の社会や前国家的秩序を論じているが、初期国家論者や筆者のように部族国家と判断する者がこうした史料をどう読むかが問われている。